

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数等について必要な調査を行い、情報の収集・分析に努め、科学的知見に基づいた野生鳥獣の保護、管理を推進していくものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じ実施するものとする。

また、情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施にあたっては、被害対策調査の結果を活用するなど、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

なお、法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣については、生息状況等の調査を関係省庁や研究機関等と連携して行い、保護管理の状況についても、連携して情報収集・分析に努めるものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況及び出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査するものとする。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査及び現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力量調査の実施も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。なお、県内に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）のうち、保護対策及び被害防止対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成するものとする。

(3) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、県の鳥獣（鳥獣保護思想の普及の一環として、県民の象徴として定められた鳥獣）等の分布、生息数、生息環境、生態等を調査するものとする。

また、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策を検討するものとする。

(第20表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
イノシシ	平成19年度 ～23年度	近年、個体数が増加し、農林業等への影響が著しいため、現地踏査や聞き取りにより分布状況及び生息環境等を調査し、保護管理の基礎資料とする。	県下全域	随時
二ホンジカ			宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町	随時
外来鳥獣	平成19年度 ～23年度	本来、県内に生息しない外来鳥獣について、文献及び現地踏査により有害性の評価、生息状況等を調査し、防除対策を検討する。	県下全域	随時
希少鳥獣	平成19年度 ～23年度	県獣二ホンカワウソをはじめとする希少鳥獣(県レッドデータブック絶滅危惧 類等)について、文献及び現地踏査により希少性の評価、生息状況等を調査し、保護対策を検討する。	県下全域	随時

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査するものとする。調査は、毎年1月中旬の全国的な一斉調査を基本として実施するものとする。

(第21表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
加茂川流域、黒瀬ダム、重信川河口、鹿野川ダム等 主な渡来地 約330箇所	毎年度	例年の全国一斉調査を基本とし、カモ類センサスの日(1月15日～1月17日)前後に分布調査を実施する。調査にあたっては、日本野鳥の会愛媛県支部と連携の上、調査精度の向上に努める。	

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定及び管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境及び被害等の調査を行うものとする。

(第22表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
宝股山	19～21年度	鳥獣保護区の指定効果を把握するため、指定から5年間継続して調査する。	
鹿野川ダム周辺 鹿島	22年度	調査にあたっては、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査に併せて、鳥獣保護区1箇所以上の標準地を設け、定点及び定線調査を行うとともに、必要に応じ聞き取り調査も実施する。	

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息数の安定的維持と狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて実施するものとする。

また、ニホンジカについては、南予地方を中心として農林業被害が激増していることから、被害の軽減と長期的・安定的な個体数の維持を目的として、生息調査等を重点的に実施する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。

イノシシ、ニホンジカ等特にその保護管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日及び捕獲努力量等の捕獲状況の報告を収集することにより、捕獲状況等の把握に努めるものとする。

(第23表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣全般	毎年度	狩猟者登録を受けた者から捕獲等の報告を収集し、分析する。	
キジ、ヤマドリ	毎年度	初猟日(11月15日)に狩猟者等からの聞き取りにより出合い数調査を実施する。	狩猟一斉取締りにあわせて実施
キジ、ヤマドリ、コジュケイ	毎年度	休猟区指定及び放鳥の効果を測定するため、休猟区のうち12箇所の調査地を選定し、ラインセンサス法により生息数及び生息環境調査を毎年1月から3月の間で3回実施する。	猟友会委託

(3) 狩猟実態調査

狩猟期間中の出猟日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への立ち入り頻度及び錯誤捕獲等について、アンケート方式による調査を行うものとする。

(第24表)

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣	毎年度	狩猟期間中の出猟日数、捕獲場所、捕獲鳥獣別数量、捕獲鳥獣の利用方法、狩猟鳥獣の増減傾向について、種猟者登録を受けた者の1割程度を対象にアンケート調査を実施する。	

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生理、生態及び個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。

また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況及び生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。

なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努めるものとする。

(2) 調査の概要

(第25表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
有害鳥獣	毎年度	有害鳥獣捕獲許可基準設定、防除方法確立、個体数管理等のため、基礎となるデータを収集するため、県関係部局、鳥獣保護員、市町、関係団体等と連携の上、生息状況、被害状況等について、調査を実施する。	

第八 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想の普及

(1) 方針

鳥獣の保護思想の普及啓発を図るため、市町、学校及び関係団体等との連携・協力のもと、全国一斉に展開される愛鳥週間（5月10日～5月16日）を中心に、愛鳥週間ポスター原画コンクール、自然観察会を実施するほか、ポスター等による広報活動を行うものとする。

また、（財）愛媛県動物園協会を中心に傷病鳥獣の保護事業の効果的な実施に努めるものとする。

(2) 事業の年間計画

（第26表）

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間ポスター配布	←→												
愛鳥週間ポスター原画コンクール	←→												
同コンクール入選作品展示		←→										→	
愛鳥週間広報活動	←→												
自然観察会		←→		←→			←→						

(3) 愛鳥週間行事等の計画

（第27表）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
愛鳥週間行事	愛鳥週間ポスター原画 コンクール 自然観察会	愛鳥週間ポスター原画 コンクール 自然観察会	愛鳥週間ポスター原画 コンクール 自然観察会	愛鳥週間ポスター原画 コンクール 自然観察会	愛鳥週間ポスター原画 コンクール 自然観察会
鳥獣保護実績 発表大会	全国大会応募	全国大会応募	全国大会応募	全国大会応募	全国大会応募
その他	野鳥愛護活動（緑の少年団等）	野鳥愛護活動（緑の少年団等）	野鳥愛護活動（緑の少年団等）	野鳥愛護活動（緑の少年団等）	野鳥愛護活動（緑の少年団等）

2 野鳥の森等の整備

野鳥の観察等を通じて鳥獣保護思想の高揚を図るため、鳥獣保護区内の野鳥の森等について、関係市町と連携の上、整備に努めるものとする。

(第28表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
滑床野鳥の森 〔滑床成川 鳥獣保護区〕	S49	宇和島市大字 野川字滑床	183,820 m ²	野鳥観察施設、 給餌給水施設、 案内施設等	観察舎3棟40m ² 、観察 路3,924m、案内板1 基、指導標識2基、道 標10基、巣箱	野生鳥獣の学習及び自然とのふ れあいの場として、自然観察等 の利用促進を図る。	
えひめ森林公園 野鳥の森 〔谷上山 鳥獣保護区〕	S58	伊予市上三谷	20,000 m ²	野鳥観察施設等	観察舎1棟、自然観察 道1,200m	野生鳥獣の学習及び自然とのふ れあいの場として、自然観察等 の利用促進を図る。 ポスター展示	
悠久の森 〔面河第三ダム 鳥獣保護区〕	H11	久万高原町中 津	12,900 m ²	野鳥観察施設等	野生生物観察施設1棟 26m ² 、食餌植物の植栽 740本	野生鳥獣の学習及び自然とのふ れあいの場として、自然観察等 の利用促進を図る。	
小田深山 千年の森 〔小田深山 鳥獣保護区〕	H8~9	内子町中川	25,700 m ²	野鳥観察施設等	野生生物観察施設1棟 30m ² 、食餌植物の植栽 2,000本	野生鳥獣の学習及び自然とのふ れあいの場として、自然観察等 の利用促進を図る。	

3 愛鳥モデル校の指定

(1) 方針

鳥獣愛護活動を通じて、青少年の鳥獣保護思想の高揚を図るため、教育委員会と連携して鳥獣愛護活動に積極的に取り組んでいる小中学校等を愛鳥モデル校に指定するとともに、既指定校についても引き続き鳥獣の保護に関する指導助言等を行うものとする。

(2) 指定期間

鳥獣愛護活動に取り組む期間

(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容

鳥獣に関する図書、野鳥観察用具等の学習資材を貸与するとともに、巣箱の設置等鳥獣保護活動に対し、県鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員が指導助言を行うものとする。

(4) 指定計画

(第29表)

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	既設	新設	計												
小学校	26	1	27	27		27	27	1	28	28		28	28	1	29
中学校	10		10	10	1	11	11		11	11	1	12	12		12
その他の学校等	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1

4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付け行為や結果的に餌付け行為となる生ゴミや未収穫作物の不適切な管理等の防止に係る普及啓発を県広報誌等の活用により、積極的に推進するものとする。

(2) 年間計画

(第30表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安易な餌付け行為	←												→	県又は市町広報誌、パンフレット等により周知徹底を図る。 また、未収穫作物や耕作放棄地については、関係団体の協力のもと、各種会合等で周知徹底を図る。	一般県民
生ゴミや未収穫作物の不適切な管理、耕作放棄地の放置	←												→		

5 法令の普及徹底

(1) 方針

鳥獣に関する法令のうち、法第8条の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持、販売等の規制並びに法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第13条第1項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法禁止区域、法第18条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第26条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第35条に基づく特定猟具使用禁止区域、法第80条第1項に基づく本法の適用除外等特に県民に関係のある事項あるいは法改正により追加、変更された事項について、県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るものとする。

(2) 年間計画

(第31表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制制度、捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度	←												→	県又は市町広報誌、パンフレット等により周知徹底を図る。	一般県民
指定猟法禁止区域、捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項							←						→		
狩猟免許制度			←		→										
鳥獣等の輸入等の規制	←												→		

第九 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況等を勘案し、鳥獣保護事業の実施に支障がないよう適切な措置を講ずるものとする。

また、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修を行い、専門的知識の向上を図るとともに、特定計画作成及び実施等の鳥獣保護管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識の習得を図るものとする。

なお、市町、近隣県等との積極的な連携に努めるとともに、必要に応じて地方検察庁、警察当局等の協力・連携を図るものとする。

(2) 設置計画

(第32表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 県民環境部 環境局 自然保護課 野生生物係	1	2	3	1	2	3	鳥獣保護行政全般
出 先							
東予地方局産業経済部森林林業課		1	1		1	1	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の 採取等の規制に関すること 鳥獣の飼養、販売等の規制に関すること 鳥獣保護区に関すること 狩猟免許に関すること 狩猟者登録に関すること 等
〃 四国中央森林林業振興班		1	1		1	1	
〃 今治支局森林林業課		1	1		1	1	
中予地方局産業経済部森林林業課		1	1		1	1	
〃 久万高原森林林業課		1	1		1	1	
南予地方局産業経済部森林林業課		1	1		1	1	
〃 愛南森林林業振興班		1	1		1	1	
〃 八幡浜支局森林林業課		1	1		1	1	
〃 大洲森林林業振興班		1	1		1	1	

(3) 研修計画

(第33表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物研修	環境省	5月	1回	全国	2人	鳥獣関係司法警察員が鳥獣行政遂行上必要な専門的知識を習得する	
鳥獣行政担当者研修	県	5月	1回	全県	13人	鳥獣行政担当者が鳥獣行政遂行上、必要な知識等を習得する	
特定鳥獣保護管理研修	環境省	随時	随時	全国	1人	鳥獣行政担当者が特定鳥獣の保護管理に必要な知識を習得する	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員の役割は、近年の鳥獣による農林水産業への被害拡大を背景にした地域の鳥獣保護管理に関する助言、指導、また、鳥獣保護区における環境教育の推進等、従来の狩猟取締り、鳥獣保護区管理、鳥獣生息状況調査等といった活動以外に新たな要請が生じていることから、さらなる活動の充実を図る必要がある。

このようなことから、鳥獣保護員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとする。総数は、市町数に見合う数を目標とするが、市町村合併に鑑み、より地域に密着した活動が可能となるよう、鳥獣保護区数、狩猟者数等を勘案し、地域の実状に合わせて適正に配置するものとする。また、研修等の実施により資質の維持・向上に努めるものとする。

(2) 設置計画

(第34表)

基準設置数 (A)	平成18年度末		年度計画						計(C)	充足率(C/A)
	人員(B)	充足率(B/A)	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
52	52人	100%	-人	-人	-人	-人	-人	52人	100%	

(3) 年間活動計画

(第35表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の管理	←												→	
狩猟取締り								←						→
一般県民及び狩猟者の指導	←								→					
鳥獣保護思想の普及啓蒙	←	→						←	→					

(4) 研修計画

(第36表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
鳥獣保護員研修	県(地方局)	4月	1回	ブロック別 (地方局)	52人	鳥獣保護員が鳥獣保護法等関係法令、鳥獣保護事業等に関する知識を習得する。	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第37表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
鳥獣保護員研修	県(地方局)	4月	1回	ブロック別 (地方局)	52人	鳥獣保護員が鳥獣保護法等関係法令、鳥獣保護事業等に関する知識を習得する。	
鳥獣害防止対策研修会	県	8月	1回	全県	100人	鳥獣の生態や被害防止対策に関する知識及び技術の向上を図る。	

(3) 狩猟者の減少防止対策

保護管理の実施を支える狩猟者の減少及び高齢化が懸念されていることから、狩猟者団体等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、狩猟者減少防止策等を検討し、有効な対策を講じるものとする。

4 取締り

(1) 方針

法に基づく鳥獣の保護と適正な狩猟が行われるように指導を行うものとし、特に、狩猟取締りについては、違反行為に加え、事故の未然防止に重点をおくものとする。

また、狩猟期間中においては、必要に応じ、関係警察署と連携により一斉取締りを実施し、強力な指導取締りを行うものとする。

なお、狩猟者に対しては、狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底も図るものとする。

おって、違反が多発する地域がある場合は、鳥獣行政担当職員、鳥獣保護員等による巡回を重点的に行うものとする。

(2) 年間計画

(第38表)

重点事項	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟違反取締り									←				→	狩猟期間中の取締りは、出猟が見込まれる週末を中心に、巡回を強化する。また、特に出猟が見込まれる初猟日、年末年始、終猟日には、関係機関と連携の上、一斉取締りを行う。
違法捕獲、違法飼養等取締り	←												→	愛がん飼養又は販売を目的とした密猟の取締りを重点的に行う。

5 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源は、主として狩猟税収入を充てることとし、法定目的税としての狩猟税の趣旨を踏まえた上で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に係る行政の推進に効果的な活用を図るものとする。

第十 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

本県の鳥獣の生息状況は、海岸地域の暖温帯植生から石鎚山系の亜高山植生まで植物相の多様性に富み、良好な自然環境が残っていることから、豊かな動物相を育んでおり、鳥類309種、哺乳類47種と多くの種が確認されているが、開発等の影響により、一部の種においては種の存続が懸念されている。

鳥類について、夏季の石鎚山系の自然林では、高山鳥で有名なホシガラスをはじめ、カヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、ビンズイ、コマドリ（県鳥）等の繁殖が見られ、加茂川や重信川などの河口の干潟では、シギ類、チドリ類、サギ類、カモメ類などの水鳥が多く見られる。また、最近では絶滅危惧種であるナベヅルの飛来も確認されている。しかし、スズメやヒヨドリによる農作物被害、カラスやハト類による家屋等への被害が増大し、人間との軋轢が生じている。

哺乳類について、本州、九州とほぼ共通の種で構成されており、国指定特別天然記念物であるニホンカワウソウ（県獣）については、四国西南部が日本最後の生息地と言われている。イノシシは、県内全域に生息し、近年、里地里山を中心にその生息域を拡大したため、農林業被害等、人間との軋轢が深刻化している。また、ニホンザル、ニホンジカは県内山地に局所的に生息していたが、近年、山麓にも出現するようになり、南予地方を中心に農林業被害が拡大している。

2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

対象となる鳥獣は、環境省が作成したレッドリストにおいて、絶滅危惧 A・B類及び類に該当する鳥獣で法第7条第5項に基づき定めるもの並びに愛媛県レッドデータブックにおいて同様の扱いがなされている鳥獣とする。

保護管理にあたっては、自然環境保全基礎調査等により生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じ、種及び地域個体群の存続を図るための取り組みを行うこととする。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣であっても、県内の生息状況等を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められるような場合にあっては、法第12条に基づき所要の手続きを経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととする。

保護管理にあたっては、自然環境保全基礎調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集等により、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の状況の把握に努めるものとする。また、被害防止目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲等を活用しつつ、特定計画の作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

(3) 外来鳥獣等

対象となる鳥獣は、本来、本県に生息地を有しておらず、人為的に県外から導入された鳥獣とする。

管理にあたっては、自然環境保全基礎調査等により生息状況、農林水産業への被害及び生態系への影響について、把握に努めるものとする。また、農林水産業又は生態系等に被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟による捕獲を推進し、被害の防止を図るものとする。

(4) 一般鳥獣

対象となる鳥獣は、希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とする。

保護管理にあたっては、自然環境保全基礎調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。また、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図る

ものとする。

3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じて、きめ細かに実施するものとする。

また、各種制度の運用にあたっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域について、環境大臣が指定する区域以外において指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、現在までに犬塚池、山田新池、空所地区の3箇所44.8ヘクタールを指定している。(平成15年度指定)

なお、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じた時には、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

5 鳥類の飼養の適正化

(1) 方針

鳥類の違法な飼養を防止するため、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

登録票の更新は、飼養個体と装着登録証(足環)を照合し確認した上で行うこと。

平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

装着許可証の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合にのみ行うものとする。

愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養を禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

愛鳥週間等の機会を通じ、広報等により周知徹底に努めるものとする。

(3) 許可権限の市町への委譲

法第19条の規定に基づく飼養(県の機関において行うものを除く。)の登録に関する事務は、市町長に委譲する。(愛媛県事務処理の特例に関する条例により平成12年4月1日委譲)

市町長が行う事務処理について、法、規則、基本指針及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び知事に対する飼養の登録及び更新状況等

の事務の執行報告が行われるよう助言するものとする。

6 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可にあたっては、次の 、 のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

捕獲したヤマドリのお用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。

(3) 許可権限の市町への委譲

法第24条第1項の規定に基づく販売禁止鳥獣の販売の許可に関する事務は、市町長に委譲する。（愛媛県事務処理の特例に関する条例により平成12年4月1日委譲）

市町長が行う事務処理について、法、規則、基本指針及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び知事に対する飼養の登録及び更新状況等の事務の執行報告が行われるよう助言するものとする。

7 傷病鳥獣救護の基本的な対応

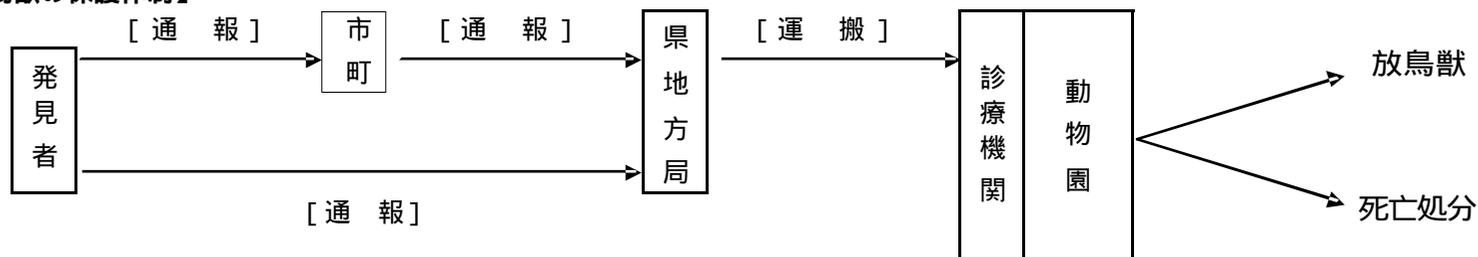
傷病鳥獣の救護体制については、治療及びリハビリテーションを（財）愛媛県動物園協会に委託の上で実施しているが、必要に応じ、市町、獣医師（団体）、自然保護団体等と連携しながら、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努めるものとする。

救護個体の取扱いについては、鳥獣保護法、種の保存法、外来生物法等関係法令に基づく必要な手続を行うとともに、早急に救護し、野生復帰等に努めるものとする。なお、野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の実状に応じて、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法による致死などの取扱いに関するガイドラインを作成し、対応を検討するものとする。

また、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することがないように、県民に対して周知徹底を図るものとする。

油汚染事故など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合や希少鳥獣等保護繁殖が特に必要と認められる種の保護については、関係行政機関、団体、専門家等と連携・協力の上、救護体制の整備を図るものとする。

【傷病鳥獣の保護体制】

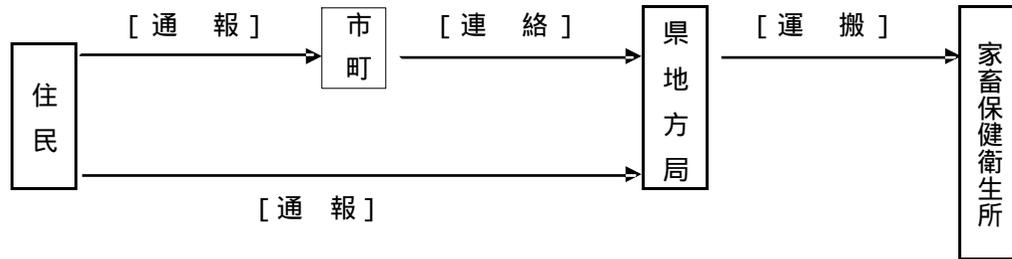


8 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症が発生した場合に備え、国及び関係機関との連絡体制、鳥獣に関する検査体制並びに高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり及び野鳥との接し方等の住民への情報提供等に関する基本的な対応について整理しておくとともに県内での野鳥の生息状況及びウイルス保有状況調査等の実施体制の整備に努めるものとする。

なお、野鳥の生息状況やウイルス保有状況調査の詳細な項目等については、国作成「高病原性鳥インフルエンザ発生時の鳥獣行政担当部局の対応について」を基に適切な実施を図るものとする。

【検査体制】



捕獲・運搬は地方局森林林業課、
検査は家畜保健衛生所が実施する

【連絡体制】

